大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第21号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則(昭和56年大和市規則第24号)の一部を次のように改正する。 第5条第2号中「所得税の額が8,400円」を「市町村民税の所得割の額が19,000円」 に改める。

第8条第1項中「の区分」を「に掲げる区分」に、「掲げる」を「定める」に改める。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条、第18条関係)

被措置者の属する世帯の階層区分			徴収金額 (円)	
階層区分		内容	助産施設	母子生活支援施設 (月額)
A	による留邦人中国残する法	護法(昭和25年法律第144号)の規定 被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 律(平成6年法律第30号)の規定による で付を受けている世帯	0	0
В	る年度の実施	を除き、入所の実施を決定された日の属す (4月1日から6月30日までの間に入所 を決定された場合は、その前年度)分(以 該年度分」という。)の市町村民税の非課税	2, 200	1, 100
С	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのもの(所得割の額のない世帯)		4,500	2, 200
D 1	A階	9,000円以下	6, 600	3, 300
D 2	層及 びC	9,001円以上27,000円以下	9,000	4, 500
D 3	階層	27,001円以上57,000円以下	_	6,700
D 4	を除	57,001円以上93,000円以下	_	9, 300

D 5	き、	93,001円以上177,300円以下	_	14,500
D 6	当該	177,301円以上258,100円以下	_	20,600
	年度			
	分の			
	市町			
	村民			
	税の			
D 7	課税	258,101円以上348,100円以下		当該月の当該入
	世帯			所世帯に係る措
	であ			置費等の支弁額
	って、			(ただし、その額)
	その			が27,100円
	市町			を超えるときは
	村民			27,100円と
	税の			する。)
	所得			9 30)
D 8	割の	348,001円以上456,100円以下	_	当該月の当該入
	額の			所世帯に係る措
	区分			置費等の支弁額
	が次			(ただし、その額
	の区			が34,300円
	分に			を超えるときは
	該当			34,300円と
	する			する。)
D 9	もの	456,101円以上583,200円以下	_	当該月の当該入
				所世帯に係る措
				置費等の支弁額
				(ただし、その額
				が42,500円
				を超えるときは

1	1			
				42,500円と
				する。)
D10		583,201円以上704,000円以下	_	当該月の当該入
				所世帯に係る措
				置費等の支弁額
				(ただし、その額
				が51,400円
				を超えるときは
				51,400円と
				する。)
D11		704,001円以上852,000円以下	_	当該月の当該入
				所世帯に係る措
				置費等の支弁額
				(ただし、その額
				が61,200円
				を超えるときは
				61,200円と
				する。)
D12		852,001円以上1,044,000	_	当該月の当該入
		円以下		所世帯に係る措
				置費等の支弁額
				(ただし、その額
				が71,900円
				を超えるときは
				71,900円と
				する。)
D13		1,044,001円以上1,225,500円	_	当該月の当該入
		以下		所世帯に係る措

			置費等の支弁額 (ただし、その額 が83,300円 を超えるときは 83,300円と する。)
D14	1,225,501円以上1,426,500円以下		当該月の当該入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 (ただし、その額 が95,600円 を超えるときは 95,600円と する。)
D15	1,426,501円以上	_	当該月の当該入所 世帯に係る措置費 等の支弁額全額

## 備考

- 1 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292 条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する 所得割(当該所得割を計算する場合において、同法第314条の7から第314条の9ま で、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適 用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免 があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割 の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

- 3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
  - (1) 単身世帯(扶養義務者のいない世帯をいう。)
  - (2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第 1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、 民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているも のの世帯をいう。)
  - (3) 在宅障がい児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)
    - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育 手帳の交付を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定 する国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (4) その他の世帯(当該児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。)
- 4 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額をいい、1月から6月までの間の利用にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が1,250,000円以下であるときは、市町村民税非課税者として取り扱う。
  - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者の扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。)に限る。以下同じ。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)
  - (2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者の扶養親族その他その者と生計を一にする子を有するもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が5,000,000円以下であるもの

- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が5,000,000円以下であるもの
- 5 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなし、市町村民税非課税者として取り扱うもの以外のものについては、所得割の額を算定する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあっては260,000円を、同項第2号に該当する場合にあっては300,000円を控除するものとする。
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額 が最大になる児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じ て得た額をもってその児童の基準額とする。
- 7 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産育児一時金の額に、B階層にあっては20パーセントを、C階層にあっては30パーセントを、D階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円までの場合にあっては50パーセントを、それぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。